

2012年度版 食品産業政策 概要



《はじめに》

2002年11月にフード連合を結成以降、食品関連産業を取り巻く様々な課題に対するフード連合の問題意識や取り組みを「食品産業政策」として2004年9月にまとめました。以後、2008年に大幅な内容の改訂を行いましたが、その方向性や位置づけについては変わらないものの、この間の様々な環境変化をふまえて、記載内容をブラッシュアップしていく必要があることから、組織内の議論を経て、2013年2月の改訂となりました。

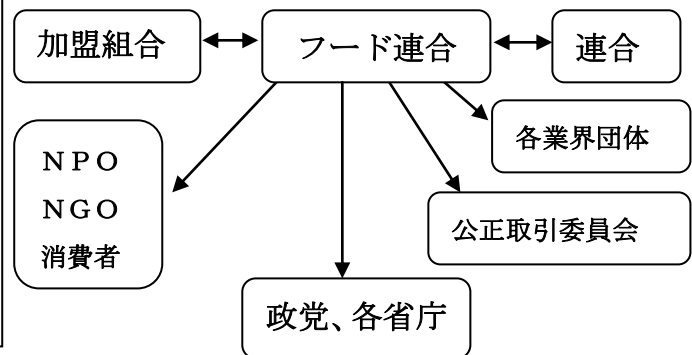
今改訂版は、以下Ⅰ～Ⅳの内容について環境変化や経年により変更が必要な表現やデータ等アップデートを行い、また、新たなフード連合としての考え方も追記しています。

- Ⅰ. 食品産業全体に関わる政策
- Ⅱ. 企業の社会的責任(CSR)への取り組み
- Ⅲ. 業種別部会産業政策
- Ⅳ. 参考資料(当面の課題)

フード連合 政策局

フード連合は単組の枠を越えて、関連する組織等に対して働きかけを行い、食品産業政策実現に向けた6つの取り組みを推進します！

1. 「食の安全・安心」への取り組み
2. 食料安定供給に向けた取り組み
3. 「食と環境問題」への取り組み
4. 「食育」の推進への取り組み
5. 流通業・消費者との連携に向けた取り組み
6. 公平・公正な税制改革に向けた取り組み



Ⅰ. 食品産業全体に関わる政策

1. 「食の安全・安心」への取り組み

《環境認識》

- ◆人口減少、少子・高齢化、グローバル化、デフレ下で低価格競争の激化
- ◆鳥インフルエンザ、口蹄疫、食中毒等、原因究明と管理体制の確立、フードチェーン全体で「食の安全・安心」の確保が重要
- ◆行政の「生産者重視」から「消費者重視」への動き、消費者庁の発足
- ◆「遺伝子組換え食品」「食品添加物」、安全性に関する国際的なルール作りが行われている。
- ◆食品表示一元化法案提出（2013年度中）に向けて、消費者庁「食品表示一元化検討会」の最終報告（2012年8月9日）が出された（栄養表示の義務化等）。
- ◆放射性物質については、年間許容線量に基づき、4つの食品区分（飲料水・牛乳・乳児用食品・一般食品）ごとに新しい基準値が設定された。

フードチェーン (food chain)



《私たちの問題意識と考え》

- ◆「食の安全・安心」の確立の継続
- ◆食品安全行政による「食の安全・安心」の取り組みが必要
- ◆食品コストへの理解に向けた働きかけ

《具体的な取り組み》

- ◆労使で行う職場点検活動、安全衛生委員会等のチェック機能を労組の立場から強化するための支援を行います。
- ◆6～7月を「食の安全・安心強化月間」とし、職場の点検活動を強化し、「風とおし」の良い職場づくりを進めます。
- ◆フードチェーン全体を考え、単組だけでは取り組みの難しい諸団体への要請活動、連携しての取り組みを行います。
- ◆「食品業界労使による懇談会」等を通して、「食の安全・安心」を確保するため労使で共有・検討できる場を設けていきます。
- ◆消費者団体との意見交換を適宜、実施していきます。

2.食料安定供給に向けた取り組み

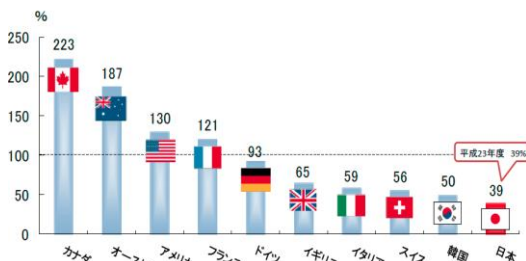
《環境認識》

- ◆日本の食料自給率は39%と主要先進国の中で最低水準
- ◆政府の食料自給率の目標は2020年に50%「食料・農業・農村基本法」(2008年)
- ◆地球温暖化による異常気象・自然災害等、世界の食料供給が不安定
- ◆WTO、EPA/FTA、TPP交渉、農業や食品産業に影響、国民的合意形成に向けた丁寧な対応が必要

《私たちの問題意識と考え》

- ◆食料自給率の向上に向けた取り組みが必要
- ◆食品コストの上昇による食品価格は、適切な価格転嫁が必要
- ◆食料貿易の自由化(TPP交渉への参加)には国民的議論と慎重な対応が必要

主要先進国の食料自給率(%)



(資料) 農林水産省「食料自給率」、FAO「Food Balance Sheets」等に基づき農林水産省で試算した。(アルコール類は含まない。) ただし、スウェーデンについてはスウェーデン農産物「農産物生産報告」、韓国については韓国農産物経済研究院「食品自給率」による。
 (注) 1. 韓国は、平成21年(2010年)のデータによる。2. カロリーベースの食料自給率は、総供給熱量に占める国内供給熱量の割合である。農産物については、輸入原料を考慮している。

(出典：農林水産省)

《具体的な取り組み》

- ◆原材料の高騰に伴うコスト上昇を食品価格へ適切に転嫁していく取り組みについては、引き続き各方面に理解を求めていきます。
- ◆TPP交渉については、食品関連産業の安定的な発展、食料安定供給、食料自給率の向上の観点からフード連合としての考え方を行政等に提起していきます。
- ◆国際的に食料供給が逼迫する中、食料を安定的に確保する観点から、「6次産業化」「地産・地消」、「フードマイレージ」のような環境に配慮した運動にも注目しながら、国産農産物の消費拡大に向けた取り組みを他団体と連携しながら進めていきます。

3.「食と環境問題」への取り組み

《環境認識》

- ◆地球温暖化による自然環境の変化等、食品の品質は自然の影響を大きく受けている。
- ◆日本では食べられるのに廃棄されている食品は500~900万トン/年になります。これは、日本人一人あたりが毎日おにぎり2個を捨てている量
- ◆「大量生産・消費・廃棄型社会」から、「循環型社会」へ

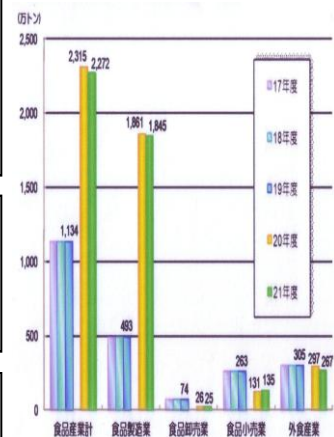
《私たちの問題意識と考え》

- ◆ライフスタイルの見直しが必要
- ◆食料輸入と食料廃棄の問題、食を通じた環境の負荷低減に取り組むことが必要

《具体的な取り組み》

- ◆連合と連携して、「連合エコライフ21」の取り組みを進めていきます。
- ◆「食べ残り0(ゼロ)」の運動を年間を通して推進します。
ドギーバック、エコバックの斡旋(売上の一部をNPO法人セカンド・ハーベスト・ジャパンの活動へ寄付します)。

食品廃棄物の年間発生量の推移



(出典：農林水産省)

4. 「食育」の推進への取り組み

《環境認識》

- ◆ 「豊食・飽食」といわれる時代、栄養の偏り、不規則な食事等、様々な問題が発生
- ◆ 食育の推進 「食育基本法」2005年
- ◆ 食品ロス(食品廃棄)の問題

《私たちの問題意識と考え》

- ◆ 「食」に対する大切さや感謝の気持が必要
- ◆ 世界では7人に1人が飢えに苦しみ、5秒に1人が飢えのため命を落としている。
- ◆ 食料廃棄の無駄を省き、廃棄物の再生利用などに向けて取り組むことが必要



《具体的な取り組み》

- ◆ 体験型の研修会や勉強会の開催により、一人ひとりが「食の大切さ」や「食と環境問題」等への意識をもち、活動への理解を浸透させ「食」の大切さを伝えていきます。
- ◆ 「食」を大切にするメッセージを発信するとともに、NPO等との連携や、シンポジウムなどをおして、「食」の大切さを考える機会をつくっていきます。

5. 流通業・消費者との連携に向けた取り組み

《環境認識》

- ◆ 食品関連産業はフードチェーンの中では、中ほどに位置、農畜水産業や流通業等と密接な関係がある。
- ◆ 不当な労務提供と押し付け販売による自己負担の発生等、優越的地位の濫用にあたる問題が発生している。
- ◆ 2005年「大規模小売業告示」により、一部改善はみられるものの、未だに問題のある取引慣行も多い。

《具体的な取り組み》

- ◆ 公正な流通取引の実現に向けて、大規模小売業告示の更なる理解の浸透をはかるとともに、営業担当者の組合員を主としたアンケート調査や情報交換会を開催していきます。
- ◆ 公正取引委員会へ現場の声を伝えるなど、課題解決に向けた働きかけを継続していきます。

《私たちの問題意識と考え》

- ◆ 流通業と食品関連産業双方の労働者のディセントワークの確保の観点から連携して解決すべき問題
- ◆ 消費者に向けた食品に関するコストへの理解が必要

6. 公平・公正な税制改革に向けた取り組み

《環境認識》

- ◆ 少子高齢化による社会保険料の引き上げ、消費税の引き上げ(2014年8%、2015年10%)
- ◆ 消費税は、同率の税率が課せられるため、相対的に低所得層に対する負担割合が高くなってしまふ、逆進性の問題、社会保障・税一体改革
- ◆ たばこ税、酒税と消費税の二重課税の問題

《具体的な取り組み》

- ◆ 連合の主張する「所得再配分の機能強化」と「不公平税制の見直し」の実現のため、連合と連携し取り組みます。
- ◆ 酒税、たばこ税の二重課税解消に向けて、継続して取り組みます。

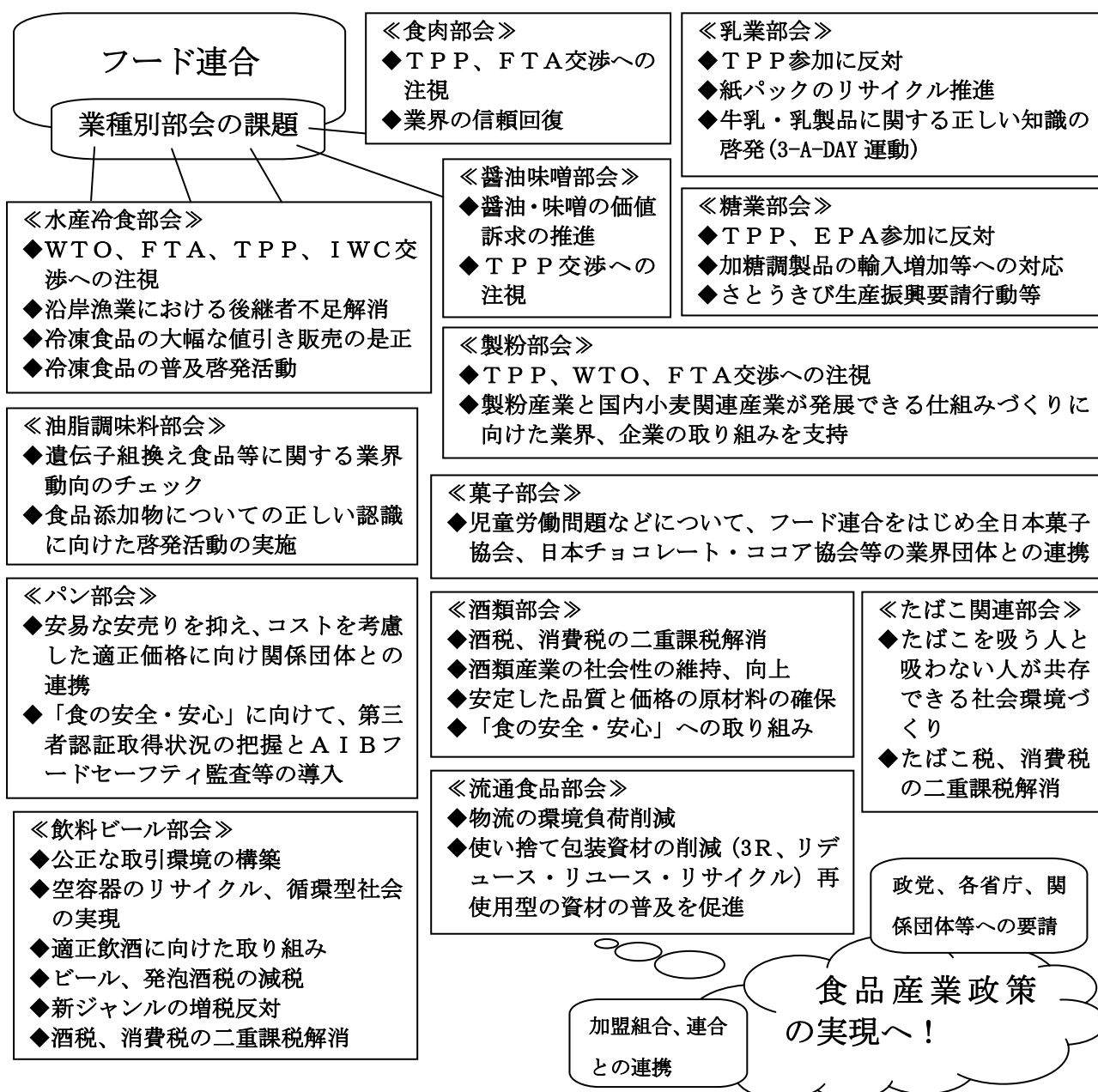
《私たちの問題意識と考え》

- ◆ 「所得再配分機能の強化」「不公平税制の是正」に向けた税制改革が必要
- ◆ 消費税増税について食品等生活必需品に対する軽減税率は課題が多く、「給付付き税額控除」の導入が必要
- ◆ 酒税、たばこ税は不公正な税となっており、二重課税の解消が必要

II. 企業の社会的責任(CSR)への取り組み

<p>《環境認識》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆労働組合はステークホルダーとしてCSR視点でのチェック機能を有し、経営のカウンターパートナーとしての役割が重要である。 ◆企業活動がグローバル化している中、多国籍企業が労働、環境など多方面の分野で社会的責任を果たしていく動きが広がっている。 	<p>《私たちの問題意識と考え》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆労働組合がCSR視点での取り組みで注力すべき点は、「ものが言える企業風土」をつくりあげることが必要 ◆グローバル化が進む中、世界の動向に注目しながら、国際労働問題については、IUF等の国際労働運動と連携していくことが必要 	<p>《具体的な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆労働組合がCSR視点で経営のチェックに取り組む意義や活動について、加盟組合の組合員に向けた啓発活動を継続して行っていきます。 ◆児童労働問題やフェアトレード(公正な貿易)、国際労使紛争等の問題について、国際労働運動を通じて取り組んでいきます。
--	---	---

III. 業種別部会の課題と取り組み



IV. フード連合「食品産業政策」実現に向けた当面の課題

1. 食品表示一元化

食品表示一元化検討会報告書の概要

検討会(座長:池戸重信宮城大学特任教授)は、平成23年9月から12回開催

平成24年8月 消費者庁

食品表示の機能:適切な商品選択のための情報提供と、実際にその食品を摂取する段階での安全性の確保
今日の課題への対応のための食品表示制度の見直し
・我が国の食生活をめぐる状況変化への対応
(食生活の多様化、高齢化の進展、様々な情報伝達手段の普及)
・諸外国の食品表示制度の動向を踏まえた対応

新たな食品表示制度の基本的な考え方

現行制度の枠組みと一元化の必要性

- 食品衛生法、JAS法、健康増進法のうち、表示部分の一元化
- 分かりやすい食品表示が必要～現行制度は複雑で、消費者、事業者、行政にとって問題

消費者基本法の理念と食品表示の役割

消費者基本法において消費者の権利とされている安全の確保と自主的かつ合理的な選択の機会の確保の両方を実現するために重要な機能

新しい食品表示制度の在り方

- 新制度の目的は、
- ・食品の安全性確保に係る情報の消費者への確実な提供(最優先)に併せて、
- ・消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供を位置付け
- 食品衛生法とJAS法で定義が異なる用語の統一・整理
- より重要な情報が、より確実に消費者に伝わるようにすることが基本
- 食品表示の文字を見やすく(大きく)するための取組の検討が必要

義務表示事項の範囲

- 表示の義務付けは、表示により情報が得られるというメリットと、表示に要するコストというデメリットを、消費者にとってバランスさせることが重要
- 現行の義務表示事項について、長年の議論も踏まえつつ、情報の確実な提供という観点から検証
- 新たな義務付けを行う際には、優先順位の考え方を活用
～容器包装以外の媒体での情報提供を前提とした容器包装への表示省略も考慮
- 将来的にも必要に応じて見直しできるような法制度とすることが必要

新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

中食、外食等におけるアレルギー情報の取扱い } 専門的な検討の場をインターネット販売の取扱い

新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

健康・栄養政策における課題

栄養表示が、健全な食生活の実現に向けて重要な役割を果たすことを期待
～生活習慣病の増加等に対応

国際的な栄養表示制度の動向

2012年コーデックス委員会総会において、栄養表示の義務化に向けた見直しを合意

栄養表示に関する基本的な考え方

栄養表示の義務化は、消費者側・事業者側双方の環境整備と表裏一体

新しい栄養表示制度の枠組み

<義務化の対象>

- ・原則として、全ての加工食品、事業者に義務付け
- ・対象とする栄養成分は、義務化施行までに幅広く検討

<表示値の設定方法>

- ・計算方式の導入、低含有量の場合の許容範囲の拡大等

栄養表示の義務化に向けての環境整備

- ・計算方式等の先行導入及びそれらを活用した表示拡大(食品、成分)の推奨
- ・栄養に関する情報についての消費者への普及啓発
- ・公的データベースの整備、計算ソフト等の支援ツール等の充実

義務化導入の時期

新法の施行後概ね5年以内を目指しつつ、環境整備の状況を踏まえ決定

本報告書で示された基本的考え方を踏まえ、新法の立案作業に着手
→成案を得た後、速やかに法案を国会に提出することが適当

加工食品の原料原産地表示 } 一元化の機会に検討すべき項目とは
遺伝子組換え表示など } 別の事項として位置付け

食品表示について、2013年度中に食品表示に関する一元的な法案提出をめざすことが決定されました。上表の最終報告からフード連合は食品表示一元化法案について次のような課題と考え方を整理し、連合と連携し要請していきます。

(1) 栄養成分表示の義務化について

- ① 対象とする加工食品の定義を明確にする。
- ② 消費者にとっての栄養成分の必要性の程度、必要な項目、表示スペース等を考慮した対象外の加工食品を設ける必要がある。
- ③ 表示成分・表示値の設定については、食品に使用する原材料の種類、産年、品質、使用方法等、栄養成分表示基準の誤差も大きく許容範囲に収まることは困難な場合もある。
- ④ 新たな表示値の設定方法が検討されているが、消費者・事業者が誤認しないように、周知・推奨・支援方法等十分に検討する。
- ⑤ 中小企業などへの環境整備と助成策が必要である。

(2) 原産地表示の義務付け拡大について

- ① 頻繁な原材料産地の切り替え等への対応は、製造コストの増加につながり、特に中小企業の多い食品産業にとっては影響が大きく、検討にあたっては慎重かつ十分な議論が必要である。
- ② 原材料調達が広域・国際化で複雑になっているなかで、表示ルールがわかりにくく、さらに煩雑になれば、リードタイムが短い中では誤った表示内容で出荷してしまうリスクが高くなる。
- ③ 万一、表示ミスが発生すると、回収・廃棄を余儀なくされ、その後の販売にも影響が出るのが想定される。
- ④ 従って、加工食品の原料原産地表示については、一律に義務化するのではなく、客観的かつ合理的な基準に基づいて検討する必要がある。産地表示をこれまでの要件(ア)原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、イ)製品の原材料に占める主原料である農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品>を基本として、消費者の混乱を招かないためにも事業者の実行可能性を十分考慮し、慎重に議論する必要がある。

5

2. TPPへの参加

TPPへの参加がもたらす次のような問題点があることから TPP参加については反対します。今後の交渉にあたっては、国民的な合意形成を重視するとともに慎重な対応が必要です。

(1) 食品関連産業への影響

日本が TPPに参加し関税が撤廃されれば、コメを中心とした日本の農業をはじめ、糖業・乳業・食肉・製粉などの食品関連産業、地域経済へ大きな影響を及ぼす。農林水産省は、関税が撤廃された場合、農産物生産量は、コメ=90%、小麦=99%、甘味資源作物=100%、牛乳・乳製品=56%、牛肉/豚肉=70~75%が減少するなど試算している。

(2) 食の安全と食料自給率への影響

TPPに参加することで、海外からの農産物や加工食品が増大することが想定されるなかで、「非関税障壁」と言われる、牛肉の輸入条件や残留農薬基準、遺伝子組み換え食品の表示などの、食に関する日本の安全基準の見直しが迫られてくることも想定できる。海外の大規模農業国との競争力を考えると、TPPへの参加と食料自給率の向上は両立しない。

(3) 農業分野以外への影響

TPPは農業分野だけでなく、工業分野やサービス分野（金融・保険・電気通信・法律・医療等）、労働者の移動など、幅広く貿易障壁を撤廃するものであり、様々な規制緩和が求められることも想定される。特に、日本の多くの中小零細企業は海外展開がなく、TPPに参加することで、輸入製品とのさらなる激しい競争に直面し、国内産業や雇用に大きな影響を与えることは必至である。

(4) 誰のための TPPなのか

中国や韓国は TPPには参加せず、EPA や FTA によって 2 国間で個別的に協議する方式をとっている。環太平洋と言いながら、中国や韓国が参加しない TPP は、日本にとってどんな国益が期待できるのか疑問である。

3. 公正な流通取引の実現、価格転嫁

- ◆公正な流通取引の実現に向けて、大規模小売業告示の更なる理解の浸透をはかるとともに、営業担当者の組合員を主としたアンケート調査や情報交換会を開催していきます。
- ◆公正取引委員会へ現場の声を伝えるなど、課題解決に向けた働きかけを継続していきます。
- ◆「食の安全・安心」への確保には、一定のコストがかかり、消費者に向けた食品に関するコストへの理解が必要です（コスト上昇を踏まえた食品価格への適切な価格転嫁が必要）。

4. 消費税引上げに伴う逆進性緩和

- ◆「軽減税率」は軽減する食品の種類・範囲等の設定が複雑となり、また低所得者も高所得者も一律に負担が軽減されてしまうなど課題も多い。税制の公正・公平性の確保や格差是正の観点から、低所得者に対象を絞って負担を緩和する「給付付き税額控除」の導入を要請していきます。
- ◆酒・たばこ税と消費税増税分との二重課税は、他の税と比較しても不公正であることから、二重課税の解消を要請していきます。